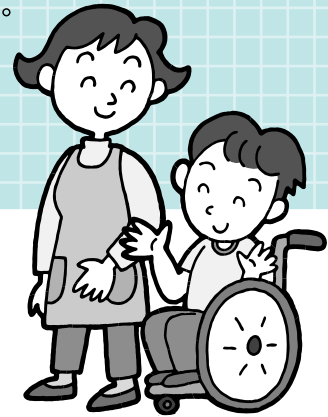


特別児童扶養手当 所得状況届の提出について

特別児童扶養手当とは、身体や精神に障害のある20歳未満の児童を自宅で養育している父母等に手当を支給する制度です。

特別児童扶養手当の受給資格者は、毎年、所得状況届を提出する必要があります。この届けは、引き続き手当の受給資格者であるか否かを確認するためのもので、現在支給停止中の方も届け出が

必要となります。受給者には、8月初めに郵送でお知らせしています。この届けの提出がないと、8月分以降の手当を受給することができませんのでご注意ください。



- 1 提出期限：8月31日(木)
- 2 提出書類：所得状況届、手当証書(保持者のみ)
- 3 提出先：大安庁舎 社会福祉課または、各庁舎総合窓口課

問い合わせ先 大安庁舎 社会福祉課 ☎78-3511 FAX78-1114

身体障害者巡回相談の開催について



三重県の指定医師が県内を巡回して、身体障害者手帳交付判定および等級変更の診断、補装具(車イス、補聴器等)の交付判定並びに一般相談を行う巡回相談がいなべ市で開催されます。

日 時 9月21日(木) 10:00~12:00 整形外科
14:00~16:00 耳鼻科

場 所 員弁健康センター 1階 相談室 診療室

相談料 無料

※申込締め切りは9月11日(月)で完全予約制です。

連絡先・問い合わせ先 大安庁舎 社会福祉課 ☎78-3511 FAX78-1114